第二十七条　混合品及び代用品

(1)　加盟国は、コーヒーとして商業的に再販売するため他の産物を、コーヒーに混合し、又はコーヒーとともに加工し、若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持してはならない。加盟国は、基本的原料として含有されるコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十五パーセント未満であるような製品をコーヒーの名称によって販売し、及び宣伝することを禁止するよう努力する。

(2)　事務局長は、この条の規定の遵守状況に関する定期報告を理事会に提出する。

第十章　事業計画に係る機関の活動

第二十八条　事業計画の作成及び事業計画のための資金調達

(1)　加盟国及び事務局長は、この協定の目的の達成に寄与し、及び第九条の規定により理事会が承認する戦略的な行動計画において特定される活動の優先分野の一又は二以上に寄与する事業計画に関する提案を提出することができる。

(2)　理事会は、事業計画の提出、審査、承認、優先順位の決定及び資金調達のため並びに当該事業計画の実施、監視及び評価並びに結果の広範な周知のための手続及び仕組みを定める。

(3)　事務局長は、理事会の各会合において、理事会が承認する全ての事業計画（資金調達を待つ事業計画、実施中の事業計画及び理事会の前回の会合後に完了した事業計画を含む。）の状況に関する報告を行う。

(4)　事業計画に関する委員会を設置する。理事会は、同委員会の構成及び権限を決定する。

第十一章　コーヒーに関する民間部門

第二十九条　民間部門諮問委員会

(1)　民間部門諮問委員会は、諮問機関として、理事会が諮問する事項について勧告することができ、また、この協定に関する事項について理事会に検討するよう要請することができる。

(2)　民間部門諮問委員会は、輸出国の民間部門の代表八人及び輸入国の民間部門の代表八人で構成する。

(3)　民間部門諮問委員会の構成員は、二コーヒー年度ごとに理事会が指定する団体の代表とし、再任を妨げられない。団体を指定するに当たっては、理事会は、次のとおり行うよう努める。

(a)　輸出国又は輸出地域におけるコーヒーに関する民間団体であって、四のコーヒー群のそれぞれを代表するものの中から二団体ずつを指定する。それらの二団体は、栽培者及び輸出者をそれぞれ代表するものであることが望ましい。また、理事会は、それぞれの団体の代表につき一人又は二人以上の代表代理を指名する。

(b)　輸入国（加盟国であるか非加盟国であるかを問わない。）におけるコーヒーに関する八の民間団体を指定する。それらの八団体には、輸入者及び焙煎者をそれぞれ代表するものが含まれることが望ましい。また、理事会は、それぞれの団体の代表につき一人又は二人以上の代表代理を指名する。

(4)　民間部門諮問委員会の構成員は、それぞれ一人又は二人以上の顧問を指名することができる。

(5)　民間部門諮問委員会に、議長一人及び副議長一人を置く。議長及び副議長は、同委員会の構成員のうちから選出されるものとし、その任期は、一年とする。議長及び副議長は、再選を妨げられない。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。議長は、理事会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請される。

(6)　民間部門諮問委員会は、通常、理事会の通常会合の期間中に機関の所在地において会合する。加盟国が理事会に対し自国の領域において会合するよう招請し、理事会がこれを受け入れる場合には、同委員会も、当該領域において会合する。この場合において、同委員会が機関の所在地において会合する場合に要する費用を超える追加の費用であって機関が支払うべきものについては、同委員会を主催する国又は民間団体が負担する。

(7)　民間部門諮問委員会は、理事会の承認を得ることを条件として特別会合を開催することができる。

(8)　民間部門諮問委員会は、定期報告を理事会に提出する。

(9)　民間部門諮問委員会は、この協定に適合する手続規則を定める。

第三十条　世界コーヒー会議

(1)　理事会は、加盟輸出国、加盟輸入国、民間部門の代表その他関心を有する参加者（非加盟国からの参加者を含む。）で構成する世界コーヒー会議（以下「会議」という。）を適当な間隔で開催するための措置をとる。理事会は、会議の議長と調整して、会議がこの協定の目的の達成に向けて貢献することを確保する。

(2)　会議に議長一人を置く。議長は、機関から報酬を受けない。議長は、理事会により適当な期間を任期として任命されるものとし、理事会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請される。

(3)　理事会は、民間部門諮問委員会と協議の上、会議の形式、標題、対象事項及び開催時期を決定する。会議は、通常、理事会の会合の期間中に機関の所在地において開催する。加盟国が理事会に対し自国の領域において会合するよう招請し、理事会がこれを受け入れることを決定する場合には、会議も、当該領域において開催することができる。この場合において、機関の所在地において会議を開催する場合に要する費用を超える追加の費用であって機関が支払うべきものについては、会議を主催する国が負担する。

(4)　理事会が別段の決定を行わない限り、会議の開催に係る費用については、そのために集められた資金をもって支弁する。

(5)　会議の議長は、会議における結論を理事会に報告する。

第三十一条　コーヒー産業における金融に関する協議のフォーラム

(1)　理事会は、コーヒー生産地域における中小規模の生産者及び地域社会のニーズに特に重点を置いてコーヒー産業における金融及びリスク管理に関連する課題に関する協議を促進するため、コーヒー産業における金融に関する協議のフォーラム（以下「フォーラム」という。）を適当な間隔で、他の関連機関と協力して開催する。

(2)　フォーラムには、加盟国、政府間機関、金融機関、民間部門、非政府機関、利害関係を有する非加盟国及び関連の専門知識を有するその他のものの代表を含める。理事会が別段の決定を行わない限り、フォーラムの開催に係る費用については、そのために集められた資金をもって支弁する。

(3)　理事会は、第三十四条の規定により設けられた仕組みを適宜用いて、フォーラムの運営、議長の指名及び結果の広範な周知のための手続規則を定める。議長は、フォーラムの結果を理事会に報告する。